

砺波地方介護保険組合議会平成25年8月定例会会議録

- | | | | | |
|---|-----------|------------|---------|----|
| 1 | 開会の日時 | 平成25年8月21日 | 午後2時2分 | 開会 |
| 2 | 閉会の日時 | 平成25年8月21日 | 午後3時54分 | 閉会 |
| 3 | 開議及び閉議の日時 | 平成25年8月21日 | 午後2時6分 | 開議 |
| | | 平成25年8月21日 | 午後3時50分 | 閉議 |

4 出席議員の氏名

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 藤本 雅明 | 2番 | 石田 義弘 |
| 3番 | 川辺 一彦 | 4番 | 島崎 清孝 |
| 5番 | 長井 久美子 | 6番 | 嶋田 幸恵 |
| 7番 | 向川 静孝 | 8番 | 浅田 裕二 |
| 9番 | 稲垣 修 | 10番 | 片岸 博 |
| 11番 | 砂田 喜昭 | 12番 | 江守 俊光 |

以上12名

5 欠席議員の氏名

なし

6 説明のため議場に出席した者の職・氏名

- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 理事長 | 夏野 修 | 副理事長 | 桜井 森夫 |
| 理事 | 田中 幹夫 | | |
| 代表監査委員 | 福江 清徳 | 会計管理者 | 黒河 修光 |
| 事務局長 | 野村 健次 | 業務課長 | 宮北 一晴 |
| 兼総務課長 | | | |
| 楽寿荘施設長 | 塚八 栄治 | | |

7 職務のため議場に出席した事務局等職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 総務課主幹 | 今井 保晴 | 総務課主査 | 肥田 啓生 |
|-------|-------|-------|-------|

8 議事日程

- | | |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 | 議席の指定について |
| 第2 | 副議長の選挙について |
| 第3 | 会議録署名議員の指名について |
| 第4 | 会期の決定について |
| 第5 | 議案第12号 平成25年度砺波地方介護保険組合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)から報告第1号 専決処分の承認を求めることについてまで (提案理由説明・一般質問・質疑・採決) |
| 第6 | 閉会中の継続審査について |

9 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

10 会議の要旨

[午後2時2分 開会]

○ 議長(浅田 裕二 君)

本日、砺波地方介護保険組合8月定例会を開催いたしましたところ、各位には何かとご多用のところご出席を賜り深く感謝申し上げます。会議に入るに先立ち、議会閉会中に欠員となっておりました議会運営委員2名について、砺波市の江守 俊光議員、島崎 清孝議員が選出され議会運営委員会条例第3条の規定により、これを指名しておりますことをご報告させていただきます。

なお、議会運営委員会が8月2日に開催され、本日の日程等について協議されております。

協議結果について、議会運営委員会より報告があります。

議会運営委員長 嶋田 幸恵 君

【嶋田幸恵議会運営委員長 登壇】

○ 議会運営委員長（嶋田 幸恵 君）

本定例会の議事運営を協議するため、去る8月2日に議会運営委員会を開催し、本日の議事日程等について協議したところであります。

日程につきましては、お手元に配布のとおりでございますが、簡単に協議の結果についてご報告を申し上げます。

本定例会は、このあと本会議を開催し議席の指定を行います。

次に、副議長の選挙を行います。選挙の方法は、指名推選により行うことといたします。

次に、会議録署名議員の指名を、議長において行います。

次に、本定例会の会期を、本日1日と決定いたします。

次に、理事長から議案第12号から報告第1号まで、議案3件、認定4件及び報告1件について提案理由の説明があります。

その後、代表監査委員から決算審査結果の報告があります。

その後、休憩に入り、議案説明会を開催し、提出議案の説明を受け、再開後、一般質問ならびに上程議案に対する質疑・討論を行い、終了後、採決を行います。

最後に、「閉会中の継続審査について」、を協議いたします。

以上で、本日の全日程を終了し、閉会することとなっております。

これをもちまして、議会運営委員会の報告といたします。

【嶋田幸恵議会運営委員長 降壇】

○ 議長（浅田 裕二 君）

ただ今の報告の件につきまして、質疑はございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

質疑が無いようですので、報告の件について終了いたします。

[午後2時6分 開議]

○ 議長（浅田 裕二 君）

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成25年8月砺波地方介護保険組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、夏野理事長ほか関係の皆様の出席を求めています。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の報告を受けております。なお、その報告書の写しをお手元に配布しておりますのでご確認をお願いいたします。

次に、閉会中の議員の異動について申し上げます。

議会閉会中に任期満了による砺波市議会議員選挙があり、砺波地方介護保険組合議員として、江守 俊光君、稲垣 修君、島崎 清孝君、川辺 一彦君が砺波市議会において選挙されていますことを報告します。これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席は、お手元に配布してあります議員名簿の議席番号のとおり指定いたします。議席札を改め願います。

これより、日程第2 副議長の選挙を行います。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規程により、指名推選によりたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

砺波地方介護保険組合議会 副議長に 稲垣 修君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました 稲垣 修君を砺波地方介護保険組合議会 副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 稲垣 修君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました 稲垣 修君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました 稲垣 修君から、挨拶がございます。

【稲垣 修副議長 登壇】

○ 副議長(稲垣 修 君)

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の温かいご推挙により、砺波地方介護保険組合議会の副議長に選任いただき、誠にありがとうございます。誠に身にあまる光栄であり、責任の重さを痛感しております。

もとより、微力ではございますが、議長の補佐役として、皆様方のお力添えをいただきながら、議会の円滑な運営のため、誠心誠意努力する所存でございます。

何とぞ、議員各位のあたたかいご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。まして、簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。

【稲垣 修副議長 降壇】

○ 議長(浅田 裕二 君)

これより、日程に従い順次議事を進めます。

日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第98条の規定により、議長において指名いたします。

3番 川 辺 一 彦 君

4番 島 崎 清 孝 君

以上2名を指名いたします。

次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本8月定例会の会期は、本日1日といたします。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。
次に、日程第5 議案第12号から報告第1号までを一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
理事長 夏野 修 君

【夏野 修理事長 登壇】

○ 理事長(夏野 修 君)

本日ここに、平成25年8月砺波地方介護保険組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

はじめに、介護保険事業について申し上げます。

介護保険制度は、平成12年度にスタートして以来、本年度で14年目を迎え、第5期事業計画の第2年次目となっております。

この間、全国的には、要介護認定者は560万人を超え、制度発足当初の倍増を見ており、また、介護費用は、平成24年度には8兆9,078億円となり、平成12年度の3兆9,535億円からは2倍以上に膨らんでおります。

近年では、住み慣れた地域での生活を支えるため創設された「地域密着型サービス」について、グループホームの施設整備が順調に進んできたこと等により、サービス費が大幅な伸びを示しております。

このような背景の中、昨年度からスタートいたしました「第5期介護保険事業計画」の実施に当たりましては、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」を一層推進し、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できる地域ケア体制づくり」を理念といたしまして、健全な介護保険の運営に努めているところであります。

現在、政府の社会保障制度改革国民会議では、要支援者への介護予防サービスを介護保険から切り離し、段階的に市町村事業に移行させ、また、一定以上の所得のある介護保険利用者の負担は引き上げるべきだとの最終報告が提出されたところであります。

当組合といたしましては、今後の動向に注視して参りたいと存じます。

次に、平成24年度の各会計の決算の概要と事業の運営状況等についてご報告いたします。

平成24年度の一般会計は19,090千円、介護保険事業特別会計が119,197千円、養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計が3,920千円及び楽寿荘ホームヘルプステーション事業特別会計が1,540千円と、実質収支ではそれぞれが黒字決算となったところであります。

また、介護保険事業の運営状況等について、申し上げますと、

本年3月末現在で要介護認定者数は7,124人となり、管内の65歳以上人口40,087人に対し、17.8%の方が認定を受けられております。

平成24年度の介護サービス受給者は月平均で5,981人となっており、これに対する介護保険給付費の総額は、11,744,970千円となり、対前年度比4.0%の増となっております。その中でも、グループホームを中心とする地域密着型介護サービスが15.2%の増と伸びが著しい状況となっております。

一方、保険料の収納状況につきましては、現年度調定額2,518,426千円に対し、収納済額2,502,793千円で、収納率は99.4%と前年度とほぼ同様となっておりますが、今後とも構成市と連携を密にし、一層の収納対策を講じて参りたいと考えております。

次に、養護老人ホーム楽寿荘事業につきましては、平成24年度は満床で推移しており、また、楽寿荘ホームヘルプステーション事業につきましては、堅調な利用者数及び給付実績で推移す

るなど、順調な運営に努力しているところであります。

今後とも、介護保険事業、楽寿荘事業及び楽寿荘ホームヘルプステーション事業におきましては、健全な財政運営に努めるとともに、より一層の効率的な事務事業の推進に努めてまいりたいと存じますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これより、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。

議案第12号 平成25年度砺波地方介護保険組合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ53,653千円を追加補正し、歳入歳出予算総額は、13,158,653千円となるところであります。

この補正の内容といたしましては、「前年度の決算が黒字となったことによる介護給付費準備基金への積立金」及び「前年度の介護給付費及び地域支援事業費の返還金」について、精査のうえ計上したものであります。

議案第13号 砺波地方介護保険組合介護保険条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律の地方税に係る延滞金利率が改定されたことに伴い、介護保険料の延滞金利率につきましても引き下げようとするものであります。

議案第14号 富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、「新川育成牧場組合」が脱退することに伴い、同意を求めるものであります。

次に、認定第1号から認定第4号までにつきましては、平成24年度砺波地方介護保険組合一般会計、介護保険事業特別会計、養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計及び楽寿荘ホームヘルプステーション事業特別会計の歳入歳出決算までの、以上4決算につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

次に、報告第1号 専決処分承認を求めることにつきましては、職員給与の臨時的減額措置についての国の要請に基づき、当組一般会計の給与に関しまして、非常に心苦しいところではありますが構成市をはじめ各地方自治体と同様にやむを得ず、平成25年7月から平成26年3月支給分給与の減額を行うための条例の制定につきまして、専決処分いたしましたものであります。

以上をもちまして、組合事業の状況と本日提出いたしました議案等の説明といたします。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、可決、認定及び承認を賜りますようお願い申し上げます。

【夏野 修理事長 降壇】

○ 議長（浅田 裕二 君）

次に、監査委員から平成24年度砺波地方介護保険組合一般会計、介護保険事業特別会計、養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計及び楽寿荘ホームヘルプステーション事業特別会計歳入歳出決算審査の報告があります。

代表監査委員 福江 清徳 君。

【福江清徳代表監査委員 登壇】

○ 代表監査委員（福江清徳 君）

決算審査の結果をご報告申し上げます。

平成24年度の砺波地方介護保険組合一般会計、介護保険事業特別会計、養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計及び楽寿荘ホームヘルプステーション事業特別会計の決算審査につきましては、去る7月25日に砺波市高齢者能力活用センターにおいて実施したところであります。

審査の方法につきましては、平成24年度砺波地方介護保険組合一般会計、他3つの特別会計について、理事長から送付されました各決算書、付属書類並びに基金の運用状況等を示す書類について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか否かを確認、財務に関する事務が関係法令に準拠して処理されているか等の点について審査をいたしました。

なお、審査に際しては、証拠書類並びに歳入歳出事項別明細書及び実質収支に関する調書の点検を行なうとともに、これまでに実施した例月出納検査の状況を参考にして、関係職員の説明を聴取しながら審査を行なったところであります。

以下、決算審査の状況について簡単にご報告申し上げます。

4会計の全ての決算額の合計は、歳入が126億7,876万6,169円、歳出が125億3,501万9,091円で、形式収支は1億4,374万7,078円の黒字となっております。

各会計の決算の概要及び基金の運用状況につきましては、お手元に配布しております決算審査意見書のとおりであります。

介護保険事業は、制度創設以来13年が経過し、制度の定着や介護ニーズの高まりなどにより、要介護認定者数が前年度比6.1%増加し、それに伴って、保険給付費も前年度比4.0%増加しております。また、保険料収入は、基準保険料の見直しや団塊世代の65歳到達による第1号被保険者数の増加により、前年度比26.0%大幅増加となっております。

第5期介護保険事業計画の初年度となる平成24年度介護保険事業特別会計の形式収支は、1億1,919万7,536円の黒字であり、単年度収支でも、8,096万7,228円の黒字となっております。今後も、介護ニーズの増大やグループホームなどの地域密着型サービス施設の整備等により、給付費が増加していくことが予想される中、計画性のある安定的で持続可能な介護保険制度の運営が重要であり、構成3市とも連携を図りながら、安定した制度運営に努められるようお願いしております。また、保険料の収納率について全体の収納率は例年並みとなっておりますが、特に普通徴収について、第1号被保険者数の増加や景気動向により収納率が下がる傾向にあり、制度の健全運営のため一層の収納努力を望むものであります。

養護老人ホーム楽寿荘事業につきましては、形式収支は391万9,752円の黒字であるが単年度収支では財政調整基金への積立や職員人件費の増加などにより759万6,296円の赤字であった。事業内容としては年間を通してほぼ満室で推移し、措置費収入では、当初予算に対し71万4千円の増収となっております。

短期入所については、年間200日の利用見込みのところ191日の利用となり当初予算に対して3万4千円の減収となった。引き続き、構成市との連携をより密にし、安定経営に努めていただくよう望むものであります。

また、ホームヘルプステーション事業につきましては、事業規模として横ばい状態となっているなか、堅調に運営されているものと思われま。

なお、介護給付費準備基金及び楽寿荘財政調整基金につきましては、基金条例の設置目的に沿って執行され、適正に運用されておりました。

最後に、これらの審査に付された決算書並びに付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、決算計数は、証拠書類及び諸帳簿と符合し、適正に処理されていたことを申し上げ、簡単ではありますが決算審査のご報告といたします。

【福江清徳代表監査委員 降壇】

○ 議長（浅田 裕二 君）

暫時休憩いたします。

[午後2時27分]

—議案説明会の開催—

[午後3時25分 再開]

○ 議長（浅田 裕二 君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しており、会議は、成立しております。

これより一般質問並びに提出案件に対する質疑を行います。通告により、発言を許します。

11番 砂田 喜昭 君

【砂田喜昭議員 登壇】

○ 議員（砂田 喜昭 君）

最初の質問は、政府の社会保障制度改革国民会議は5日、医療、介護、年金、保育の全分野で改善を進める最終報告書を取りまとめました。介護保険では要支援者を保険給付から外し、市町村任せの事業に段階的に移行していく方向を明記し、利用料アップの方策も列挙しました。先ほど理事長の発言の中で、今後の動向を注視すると言われましたが、注視するだけでなく、現場の実情を基に挙げていく必要があるのではないかと、このやり方をすると、介護保険をますます利用しづらくするもので、私は許されないと思いますが、見解を伺います。

2つ目、利用料が1割負担の段階で、2010年度、利用限度額の62%しか利用されておりませんでした。2011年度、2012年度の利用限度額総額と利用実績、その利用率についてお答えください。これが一定の所得以上の人に2割負担となったら、さらに利用を抑制することになりませんか。

3点目、介護保険料は、21%もの値上げがされました。基準額は月額5,080円で年間60,900円が年金から天引きをされます。3年毎に安易な値上げが繰り返されておりすけれども、既に制度発足当初の月額2,800円に比べますと1.8倍になります。これに伴う普通徴収の滞納状況についてお尋ねします。65歳以上の介護保険料は保険料が未納となった人は平成23年度分までの滞納繰越の人員は何人でしょうか。平成24年度の未納者は何人でしょうか。また、それぞれの所得段階ごとに未納者の推移をお答えいただきたいと思ひます。

介護改善に伴う報奨制度について、管内の事業者の皆さんのご意見を伺うということでありましたけれども、そのご意見はどうでありましたでしょうか。全国の先進事例の調査と合わせてお答えをいただきたいと思ひます。

次は、介護職員の処遇改善実績報告書の分析についてお尋ねいたします。一つは、いくつの事業所から報告をもらいましたか。二つ目、そのうち処遇改善交付金に相当する月1万5千円以上の賃上げが実現されているのは、いくつの事業所ですか。三点目、平成23年10月から24年6月までの賃上げをした事業所はいくつあり、賃上げ額の最高額と最低額はいくらでしょうか。

6点目、介護職員の処遇改善は利用者の人権を尊重した介護の質向上に欠かせません。ところが、いま話題の「ブラック企業」並みに、介護職員が次々とやめ、入れ替わっている事業所もあると伺っております。小泉構造改革路線で、何でも「官から民へ」移せば、サービスがよくなるなどと宣伝されておりました。実態としては、民間業者のなかで、非常に福祉の理念に詳しい、そういう精神で運営されておられる方もいらっしゃいますが、中には、介護を金儲けの手段としか考えていないような事業者もみられるようであります。厚生労働省は、8日、若者の使い捨てが疑われる「ブラック企業」対策として9月を集中月間にし、約4千事業所に立ち入り調査すると発表いたしました。違法な残業や賃金不払いなどが疑われるケースに加え、「離職率」が極端に高い企業も初めて対象にし、調査するようであります。砺波地方介護保険組合管内でも、特に離職率に着目して実態を調査すべきではありませんか。

以上、私の質問とします。

【砂田喜昭議員 降壇】

○ 議長（浅田 裕二 君）

答弁を求めます。

理事長 夏野 修 君

【夏野 修理事長 登壇】

○ 理事長（夏野 修 君）

私からは、砂田議員の質問のうち、最初の社会保障制度改革国民会議の最終報告書に対する考え方、最後の介護事業所への実態調査についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、1点目の社会保障制度改革国民会議の最終報告書に対する見解でございますが、介護保険制度は、平成12年度にスタートして以来、本年度で14年目を迎えるということで、国民の間には定着し、サービスの利用も年々増加しております。先ほど、提案理由で申し上げましたように当初に比べますと倍増している状況でありまして、老後の生活の安定と安心のため、なくてはならない制度となっているということは、疑いのないところでございます。

そういった中、先程、政府の社会保障制度改革国民会議は8月5日に医療・介護分野を中心に高齢者や高所得者の負担増を盛り込んだ最終報告書を正式に取りまとめ、提案されたということでございます。内容につきましては、砂田議員のご紹介のあったとおりでございますが、介護保険では、介護の必要度が低い要支援の人を介護保険サービスの対象から切り離して、市

町村事業へ段階的に移行しようとするようなものであります。

組合といたしましては、新しい介護の枠組みとなるので、その制度が、健全な財政運営と、よりきめ細かな介護予防の推進に繋がるような制度となるように、しっかり注視していきたいというふうに思っています。また、介護サービス利用料につきまして、現在、一律に1割負担であったものを高所得者に対してはその負担割合を引き上げ、一方では所得の低い人の介護保険料について、その金額の軽減措置が拡充すべきというふうなことをおっしゃっておられます。これにつきましては、サービス利用に見合った一定の負担をその負担能力に応じて利用者にお願しようとするものでありまして、次の世代への介護保険制度の財政的な安定にはつながる方向であるとは考えております。

いずれにしても、介護保険から切り離されます介護予防事業などの財政負担の在り方ですとか、広義な部分もかなりございます。そういったなかで、高齢化社会への対応や地域包括の推進などについて、一定の方向性が示された提言であるという認識はしております。この提言を踏まえまして、今ほどもありましたように様々な議論が進められていくものと考えられます。地域包括ケアシステムの一翼としての介護保険制度の持続性、可能性を健全に高めるということが、何をもっても必要であるというふうに思いますので、今後の情報について、「注視だけか。」という話もございますが、注視しながら必要があれば、関係団体などを通じて意見を言うことも考えてまいりたいと思います。

ただ、やはり、最初に申し上げましたように、介護の対象が倍になっている、給付費も倍になっている状況の中で、「給付費をあげない。」「サービスは変えない。」ということは、どう考えても、現実的に普通に考えれば、何らかの立ち起こしをしなければいけないということがありますので、「改革すべて改悪ではない。」という観点は、冷静にみていきたいというふうには、思っております。

次に、介護事業所への実態調査についてお答えいたします。

当組合では、砺波地方介護保険組合の指導監査要綱というのがございます。毎年、管内の7または8か所程度の事業所に入りまして、実地指導を実施しております。介護給付など対象サービスの質の確保及び介護報酬の請求の適正化などを実地にみてきているということでございます。

また、法令に基づきまして介護サービス事業者は、前年度の採用者数及び退職者数を公表しております。そういう点で、改めて調査する機会がないと思いますが、離職率の状況もわかりますので、それを勘案して、今後、必要に応じて、介護職員の職場環境改善等に対して指導して参りたいというふうに考えております。

私からの答弁は以上でございます。その他のご質問につきましては、事務局長のほうからお答えをさせていただきます。

【夏野 修理事長 降壇】

- 議長（浅田 裕二 君）
答弁を求めます。
事務局長 野村 健次 君

【野村健次事務局長 登壇】

- 事務局長（野村 健次 君）

私からは、残りの4項目について、お答えいたします。

最初に、2. 介護サービス利用料について、お答えいたします。

管内の利用限度額の総額につきましては、自己負担の1割分を含め、平成23年度は178億5,685万円、平成24年度は181億4,604万円となっており、利用実績額につきましては、平成23年度は108億9,673万円、平成24年度は112億4,504万円となっております。利用率を算定しますと、平成23年度は61%、平成24年度は62%となっており、ほぼ横ばいで推移いたしております。

介護サービスを利用する場合は、原則として利用される方がケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、その方が真に必要なサービスを利用することとなっております。そのため、ケアマネジャーは利用者個人それぞれに合った、適正に必要なケアプランを作成していますので、利用者負担率が上がったから、サービスを利用しないということに、必ずしも繋がらないと考えております。

次に、3. 介護保険料についてお答えいたします。

介護保険料の未納者数につきましては、平成23年度末が324人、平成24年度末が416人となっております。また、所得段階ごとの推移状況につきましては、保険料段階区分が9段階から10段階へ変更されていますので、単純比較はできないものと考えますが、参考値として述べますと、第1段階では2人から7人、第2段階では63人から76人、第3段階では29人から39人、第4段階では60人から65人、第5段階では25人から35人、第6段階では73人から83人、第7段階では32から53人、第8段階では21人から29人、第9段階では19人から29人へとそれぞれ平成24年度の方が増加している状況であります。

なお、被保険者の全体数も1,280人増えており、また、普通徴収の収納率も、平成23年度の90.94%に対して平成24年度は91.74%となっております。

次に、4. 介護度改善に伴う報奨制度について、お答えいたします。

要介護度改善に対する成功報奨制度を導入することに関して、管内の特養などの施設サービス事業所23施設にアンケート調査を実施し、全施設より回答を得ております。

その結果につきましては、導入に対して「賛成」が15施設、「反対」が5施設、「どちらとも言えない」が3施設という結果でありました。

「賛成」の意見といたしましては、

これまでは、要介護状態が改善されると減収となる矛盾を感じていたが、この制度が導入されれば、スタッフのモチベーションが上がり、より質の高いサービスの向上につながるとの意見でありました。

また、「反対」の意見といたしましては、

- ・ほぼ同じ状態の方でも要介護度に違いがあり、この制度が公平に施行されるか疑問である。
- ・施設に入所されている方々は、心身ともに重度者であり、改善の見込めない方が多く、この制度は馴染まない。との意見でありました。

この制度の導入先進地である、東京都品川区の現在の状況につきましては、平成25年度から開始したところであり、成果等につきましては、現在のところ、まだ分からないとのことであります。

今後は、先進事例の成果等について注視してまいりたいと考えております。

次に、5. 介護職員の処遇改善実績報告書の分析についてお答えいたします。

1点目の、事業所からの報告につきましては、平成24年度末までに、当組合にある34の地域密着型サービス事業所の、すべての事業所から報告があり、現在、その内容について精査しているところであります。

2点目の、一人当たりの賃金改善月額についてであります。月15,000円以上の賃上げが実現されている事業所は、19事業所と報告されております。

3点目の、平成23年10月からの、賃上げされている事業所の状況につきましては、平成23年度では、介護職員処遇改善交付金という制度でありましたので、実績報告は県へ提出することになっており、事業所ごとの状況については公表されておられません。

そのため、賃上げを実施した事業所数は、把握することができませんが、県で集計された報告では、平成24年度の県内863事業所の一人当たりの賃金改善月額は17,180円となっております。

また、平成24年度の当組合管内34の地域密着サービス事業所の、一人当たりの賃金改善月額の最高額は45,216円で、最低額は10,769円であり、平均で20,041円となっております。

私からは、以上でございます。

【野村健次事務局長 降壇】

○ 議長（浅田 裕二 君）

再質問は答弁もれについてのみ質問を許可します。

11番 砂田 喜昭 君

【砂田喜昭議員 登壇】

○ 議員（砂田 喜昭 君）

先程の理事長の答弁で、私の質問の中で、今後の動向を注視するだけでなく、現場の実情を調べてそれを挙げていく必要があるのではないかということを行ったのですが、理事長の答弁では、必要があれば意見を言いたいという答弁でありました。現場ではどういう問題が起きているのか、調べて、意見を言っていく取り組みが必要でないか。一般的な意見でなくで、現場ではこうだという現状を、きちんと伝えていくという取り組みが、現場をあずかる砺波地方介護保険組合には、非常に大事なことだと思いますが、答弁がなかったので答弁お願いいたします。

【砂田喜昭議員 降壇】

○ 議長（浅田 裕二 君）

理事長 夏野 修 君

【夏野 修理事長 登壇】

○ 理事長（夏野 修 君）

答弁漏れかどうか、大変、疑義がありますが、私がお答えした趣旨は、意見をいうということは、当然、現場をわかったうえで言わないと、ここだけで言う話でありえるわけがございませんので、そういう面で、意見をいうということは、そういうことであります。

【夏野 修理事長 降壇】

○ 議長（浅田 裕二 君）

質疑を終結いたします。これより討論に入ります。
討論の通告がありませんので、討論を終わります。

○ 議長（浅田 裕二 君）

これより議案第12号から議案第14号までを一括して採決します。
お諮りします。

議案第12号から議案第14号まで、以上の3議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

全員起立であります。よって議案第12号から議案第14号までについては、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号から認定第4号まで、平成24年度砺波地方介護保険組合一般会計歳入歳出決算認定について、ほか3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の4件を、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

全員起立であります。よって認定第1号から認定第4号については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、報告第1号 専決処分第1号について、採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号 専決処分第1号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

全員起立であります。よって報告第1号については、原案のとおり承認することに決しました。

次に、「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第59条の規定により、お手元にお配りしてあるとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました諸案件の審議はすべて議了いたしました。

[午後3時50分 閉議]

○ 議長(浅田 裕二 君)

ここで、桜井副理事長からご挨拶がございます。

桜井 森夫 君

【桜井森夫副理事長 登壇】

○ 副理事長(桜井 森夫 君)

8月議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、提出いたしました平成25年度補正予算を初め、諸案件につきまして、それぞれ可決、認定、承認を賜り、誠にありがとうございました。

平成12年度に介護保険制度がスタートして13年が経過し、今年度は第5期介護保険事業計画の第2年次となっております。

高齢者の増加とともに、介護サービス利用者も増加の一途をたどり、介護保険給付費の増大へとつながっており、今後もこの傾向は続いていくものと思っております。

現在、社会保障制度改革が進められようとしており、介護保険につきましても、制度改革がなされようとしておりますが、高齢社会を支える社会保障制度として、重要なものと考えております。

当組合におきましても、高齢者の方が、住み慣れた地域の中で、安心、安全に暮らしていただけるよう、適切な運営を図っていかねばならないと考えております。

議員各位には、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、議員各位には、健康にご留意され、益々のご活躍を祈念申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

【桜井森夫副理事長 降壇】

○ 議長(浅田 裕二 君)

これをもちまして、平成25年8月砺波地方介護保険組合議会定例会を閉会といたします。

どうも、皆さんご苦勞様ございました。

[午後 3 時 54 分 閉会]

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 25 年 8 月 21 日

議 長

浅田 裕二

署名議員

島崎 清孝

署名議員

川辺 一彦